

福島県報

目次

福島県監査委員

○監査公表四件

福島県監査委員

監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果は、次のとおりです。

平成24年2月21日

福島県監査委員 青木 稔
福島県監査委員 亀岡 義尚
福島県監査委員 野崎 直実
福島県監査委員 高野 宏之

1 監査実施期間 平成23年11月8日～平成24年1月25日

2 監査対象機関 公所51箇所

3 監査の結果

監査は、平成22会計年度の財務に関する事務(安達東高等学校ほか5機関は平成22会計年度及び平成23会計年度の事務、精神保健福祉センターは平成23会計年度の事務)について実施した。

(1) 総務部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
東北地方振興局	平成23年11月29日	野崎 直実	実地監査	平成23年10月12日 平成23年10月13日

相双地方振興局	平成24年1月24日	青木 稔	高野 宏之	実地監査	平成23年12月19日 平成23年12月20日
いわき地方振興局	平成24年1月11日	亀岡 義尚	野崎 直実	実地監査	平成23年11月29日 平成23年11月30日
東京事務所	平成23年11月11日	高野 宏之		実地監査	平成23年9月27日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

・超過勤務手当の支給に著しく適切でないものがある。

「事実」

職員A(ほか12名)に係る超過勤務手当について、支給されていないものがある。

正当支給額 171,160円

既支給額 0円

不足支給額 171,160円

「是正・改善等の意見」

超過勤務手当の支給に当たっては、支給要件等を十分確認するとともにチェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。

(いわき地方振興局)

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

・申告納付期限後に申告された自動車取得税について、不申告加算金(2件4,000円)を課していない。
(東北地方振興局)

・自宅等へ宿泊した旅費の減額調整をしていないため、旅費が過支給(1人11,800円)となっている。
(東京事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。
(2) 保健福祉部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
県南保健福祉事務所	平成23年11月8日	嶋原吉之助	実地監査	平成23年10月4日 平成23年10月5日
県中児童相談所	平成23年12月26日	高野 宏之	書面監査	平成23年11月1日
浜児童相談所	平成23年12月13日	野崎 直実	書面監査	平成23年11月16日

総合教育センター	平成23年11月17日	嶋原吉之助	野崎 直実	書面監査	平成23年9月30日
精神保健福祉センター	平成24年1月12日	亀岡 義尚	野崎 直実	実地監査	平成23年12月14日

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、今後このようなことの生じないよう適正な事務処理に努めること。

指摘事項

- ・ 超過勤務手当の支給に著しく適切でないものがある。

〔事実〕

職員 Aほか23名に係る超過勤務手当について、支給されていないものがある。

正当支給額	167,586円
既支給額	0円
不足支給額	167,586円

「是正・改善等の意見」

超過勤務手当の支給に当たっては、支給要件等を十分確認するとともにチェック体制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。

(県南保健福祉事務所)

○ 下記のとおり指摘事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 社会福祉施設等入所費負担金の現年度分徴収率が、県平均を下回り、かつ前年度分を下回っている。(県南保健福祉事務所)
- ・ 旅費の支払が3か月以上遅延している。(浜児童相談所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(3) 商工労働部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
テクノアカデミー郡山	平成23年11月8日	高野 宏之	実地監査	平成23年9月28日
テクノアカデミー会津	平成23年11月29日	高野 宏之	実地監査	平成23年10月19日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 超過勤務手当が不足支給 (9人61,777円) となっている。

(テクノアカデミー郡山)

- ・ 警備業務委託契約の事務手続において、債務負担行為の手続を行わないままに2年間を履行期間とする条件付一般競争入札の公告及び入札を実施し、落札業者決定後に発注者側の瑕疵を理由に入札を無効としている。

(テクノアカデミー会津)

(4) 農林水産部

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
県中農林事務所	平成23年11月9日	嶋原吉之助 野崎 直実	実地監査	平成23年10月4日 平成23年10月5日
県南農林事務所	平成23年11月18日	高野 宏之	実地監査	平成23年10月12日 平成23年10月13日
相双農林事務所	平成24年1月24日	青木 稔 高野 宏之	実地監査	平成23年12月14日 平成23年12月15日
いわき農林事務所	平成24年1月11日	亀岡 義尚 野崎 直実	実地監査	平成23年11月17日 平成23年11月18日
水産事務所	平成24年1月24日	亀岡 義尚 野崎 直実	実地監査	平成23年12月15日
農業総合センター	平成24年1月19日	青木 稔 高野 宏之	実地監査	平成23年12月6日 平成23年12月8日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・ 単身赴任手当が不足支給 (1人72,000円)、通勤手当が不足返納 (1人830円) となっている。(県中農林事務所)
- ・ 旅費について、「早朝出発等定額」の支給されていない旅費が236件 (153,400円) ある。(県中農林事務所)
- ・ 旅費について、「早朝出発等定額」の支給されていない旅費が55件 (35,750円) ある。(県南農林事務所)
- ・ 委託契約において、変更契約が遅延している。(県南農林事務所)
- ・ 補助金の支出負担行為において、変更支出負担行為が遅延している。(いわき農林事務所)

- ・ 超過勤務手当が不足支給 (4人34,334円) となっている。(水産事務所)
- ・ 行政財産使用許可に基づく建物使用料の積算に当たり、当該建物に係る工作物の果有財産台帳価格を算入しなかった等のため、過少査定となっている。(農業総合センター)

- ・ 超過勤務手当が不足支給 (4人111,153円) となっている。(農業総合センター)

(5) 土木部
上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
県南建設事務所	平成23年11月8日	鳴原吉之助	実地監査	平成23年9月29日 平成23年9月30日
相双建設事務所	平成24年1月25日	青木 稔	実地監査	平成23年12月8日 平成23年12月9日
いわき建設事務所	平成24年1月25日	亀岡 義尚	実地監査	平成23年12月19日 平成23年12月20日
小名浜港湾建設事務所	平成24年1月24日	亀岡 義尚	実地監査	平成23年12月6日
県北流城下水道建設事務所	平成23年12月22日	野崎 直実	書面監査	平成23年11月25日
県中流城下水道建設事務所	平成23年11月17日	鳴原吉之助	実地監査	平成23年10月14日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指導事項

- ・旅費の支払が3か月以上遅延している。
(県南建設事務所)
- ・委託契約において、概算委託契約であるにもかかわらず、提出された収支計算書等を十分確認せず、額の確定も行わないまま委託料を支払っている。
(相双建設事務所)
- ・委託契約において、概算委託契約であるにもかかわらず、提出された収支計算書等を十分確認せず、額の確定も行わないまま委託料を支払っている。
(いわき建設事務所)

上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(6) 教育委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
県北教育事務所	平成23年11月9日	高野 宏之	実地監査	平成23年9月29日
いわき教育事務所	平成24年1月25日	亀岡 義尚	実地監査	平成23年12月15日
教育センター	平成23年11月9日	高野 宏之	実地監査	平成23年9月30日
図書館	平成23年11月29日	野崎 直実	実地監査	平成23年10月21日

美術館	平成23年11月30日	野崎 直実	実地監査	平成23年10月20日
博物館	平成23年11月29日	高野 宏之	実地監査	平成23年10月18日
郡山自然の家	平成23年11月8日	高野 宏之	実地監査	平成23年9月29日
会津自然の家	平成23年12月28日	高野 宏之	書面監査	平成23年11月9日
福島明成高等学校	平成23年12月21日	野崎 直実	書面監査	平成23年11月1日
福島工業高等学校	平成23年12月13日	野崎 直実	書面監査	平成23年10月19日
安達東高等学校	平成24年1月12日	青木 稔	実地監査	平成23年12月2日
郡山北工業高等学校	平成23年11月17日	高野 宏之	実地監査	平成23年10月5日
岩瀬農業高等学校	平成23年12月28日	高野 宏之	書面監査	平成23年11月10日
白河実業高等学校	平成23年11月9日	鳴原吉之助	実地監査	平成23年9月28日
修明高等学校	平成23年11月17日	高野 宏之	実地監査	平成23年10月14日
会津高等学校	平成24年1月12日	青木 稔	実地監査	平成23年12月2日
会津工業高等学校	平成23年11月17日	宗方 保	書面監査	平成23年10月20日
大沼高等学校	平成24年1月11日	青木 稔	実地監査	平成23年12月1日
会津農林高等学校	平成23年11月17日	宗方 保	書面監査	平成23年10月14日
平工業高等学校	平成23年11月30日	野崎 直実	実地監査	平成23年10月19日
石川養護学校	平成24年1月12日	亀岡 義尚	実地監査	平成23年12月14日
猪苗代養護学校	平成24年1月12日	青木 稔	実地監査	平成23年12月1日

○ 下記のとおり指導事項が認められたので、今後このようなことのないよう適正な事務処理に努めること。

指図書事項

・支出事務手続において著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

工事請負費等の支払に当たり、適法な請求書を受理したにもかかわらず、支出の決定及び支出命令を行わず、契約に定める支払期限を徒過したため、債権者に対して請求書の再提出を求めるなどにより、支払時期を大幅に遅延して支払っているものが多数ある。

(1) 工事請負費	1件	6,970,000円
(2) 委託料	8件	4,343,348円
(3) 需用費	11件	269,098円
(4) 使用料及び賃借料	5件	244,125円
合 計	25件	11,826,571円

「是正・改善等の意見」

支出事務の執行に当たっては、適時適切な事務処理が行われるよう内部牽制を強化し、関係規程に基づき適正に行うこと。(岩瀬農業高等学校)
○ 下記のとおり指図書事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指図書事項

- ・超過勤務手当が過支給 (4人15,549円) 及び不足支給 (1人3,098円) となっている。(県北教育事務所)
- ・美術館使用料及びその他物品売払代金の調定において、歳入科目を誤っている。(美術館)
- ・平成23年度Ⅱ期選抜入学願書において、収入証紙の消印がなされていないものがある。(福島工業高等学校)
- ・単身赴任手当及び旅費の支払が3か月以上遅延している。(福島工業高等学校)
- ・授業料収入の債権の保全管理等に適切でないものがある。(福島工業高等学校)
- ・高速自動車道の通行料を負担していないにもかかわらず、高速道路を利用する旅行命令を発しているものが8件ある。(岩瀬農業高等学校)
- ・工事の条件付一般競争入札において、入札参加資格を有さない落札候補者を落札者として決定し落札者に通知したが、通知後に資格がないことが判明し落札決定を取り消している。(岩瀬農業高等学校)
- ・高速自動車道の通行料を負担していないにもかかわらず、高速道路を利用する旅行命令を発しているものが27件ある。(修明高等学校)
- ・住居手当が過支給 (1人77,100円) となっている。(大沼高等学校)
- ・旅費の支払が3か月以上遅延している。(会津農林高等学校)
- ・週休日において新たな勤務を命じたにもかかわらず、週休日の振替を行っているものがある。(平工業高等学校)

(石川養護学校)

・旅費の支払が3か月以上遅延している。
上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。

(7) 公安委員会

対象機関	実施年月日	担当監査委員	実施方法	職員調査年月日
福島警察署	平成23年11月9日	高野 宏之	実地監査	平成23年10月4日
郡山北警察署	平成23年11月17日	高野 宏之	書面監査	平成23年10月21日
須賀川警察署	平成23年12月26日	高野 宏之	書面監査	平成23年11月25日
会津坂下警察署	平成24年1月11日	青木 稔	実地監査	平成23年12月2日
いわき中央警察署	平成23年11月30日	野崎 直実	実地監査	平成23年10月18日
いわき東警察署	平成23年11月17日	鳴原吉之助	書面監査	平成23年10月20日

○ 下記のとおり指図書事項が認められたので、措置又は留意・改善するよう指導した。

指図書事項

- ・旅費の支払が3か月以上遅延している。(郡山北警察署)
 - ・旅費の支払が3か月以上遅延している。(須賀川警察署)
- 上記以外の監査対象機関の財務に関する事務の執行は、適正と認められた。(監査総務課)

監査公表第2号

平成23年11月18日監査公表第26号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成24年2月21日

福島県監査委員	青木 稔
福島県監査委員	亀岡 義尚
福島県監査委員	野崎 直実
福島県監査委員	高野 宏之
23財第1542号	
平成23年11月24日	

福島県監査委員 野崎 直実 様
福島県監査委員 高野 宏之

福島県知事 佐 藤 雄 平 印
 定期監査に係る措置状況について (通知)
 平成23年11月1日付け23福監第107号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。
 (別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
 監査対象機関 県中建設事務所
 監査対象年度 平成22年度
 監査実施年月日 平成23年9月14日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」 1 土木使用料について調定が著しく遅延しているものがある。 「事実」 A株式会社に係る工業用その他流水占用料及び河川敷占用料について、各年度毎に行われるべき平成19年度から平成21年度までの分計803,216円の調定が、平成22年8月11日に一括して行われている。 また、平成22年4月1日に行われるべき工業用その他流水占用料の平成22年度前期分126,000円の調定が、平成22年8月11日に行われている。 「是正・改善等の意見」 歳入の調定に当たっては、収入原因を的確に把握した上で、関係規程に基づき適切に行うこと。 2 旅費の支給に著しく適切でないものがある。 「事実」 平成22年4月に改正された「早朝出発等定額」の支給されていない旅費が、786件 (555,100円) ある。	左記指摘事項につきまして、次のとおり事務処理を行いました。 1 今後、収入の調定については、収入の原因が発生したら、直ちに調定を行い収入の早期確保を図ります。 また、毎年定期的に行われている調定については、年度当初に許可台帳等との確認照合を徹底して行い調定漏れや遅延の防止を図ります。
	2 支給漏れの旅費については、平成23年10月25日までに、該当職員へ支給完了しました。 今後は、職員の出張を正確に把握した上で、関係規程に基づき適正な旅費の支払いを徹底してまいります。

「是正・改善等の意見」
 旅費の支払いに当たっては、関係規程に基づき適正に支払うこと。

(監査総務課)

監査公表第3号

平成23年9月30日監査公表第24号により公表した監査結果について、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。
 平成24年2月21日

福島県監査委員 青 木 稔
 福島県監査委員 亀 岡 義 尚
 福島県監査委員 野 崎 直 実
 福島県監査委員 高 野 宏 之
 23 財 第 1196 号
 平成23年12月1日

福島県監査委員 野 崎 直 実 様
 福島県監査委員 高 野 宏 之 様

福島県知事 佐 藤 雄 平 印

定期監査に係る措置状況について (通知)

平成23年9月15日付け23福監第82号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。
 (別紙)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象
 監査対象機関 ハイテクプラザ
 監査対象年度 平成22年度
 監査実施年月日 平成23年8月23日
- 2 指摘事項及び措置の状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」 手数料の決定事務において、著しく適正を欠いている。 「事実」 組織関係の試験等に係る手数料は、福島県ハイテクプラザ条例において	指摘事項につきまして、次のとおり事務処理を行いました。
	指摘のあった2試験の手数料につきましては、今回、ハイテクプラザ条例施行

「1件、4,000円の範囲内で規則で定める額」と定められているが、同施行規則においては条例で定める額を超えた額を定めているものがある。

(1) 条例で定める手数料
種類 繊維関係
単位 1件
金額 4,000円の範囲内で規則で定める額

(2) 施行規則で定める額
繊維関係
ア種別 物性試験 衣服環境試験
単位 1試料
金額 6,770円
イ種別 鑑別等 その他の織物鑑定
単位 1試料
金額 4,630円

〔是正、留意・改善の意見〕
手数料の額を定めるに当たっては、条例に基づき、適正に規定すること。

規則の一部改正を行い、条例に基づき適正に規定いたしました。
今後は、条例、規則の突合等チェック体制の強化を図っていくことといたします。

(監査総務課)

監査公表第4号

平成23年11月18日監査公表第26号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の報告があったので、同項の規定によりこれを公表する。
平成24年2月21日

福島県監査委員 青 木 稔
福島県監査委員 亀 岡 義 尚
福島県監査委員 野 崎 直 実
福島県監査委員 高 野 宏 之
23教財第533号
平成23年11月30日

福島県監査委員 野 崎 直 実 様
福島県監査委員 高 野 宏 之 様

福島県教育委員会委員長 印

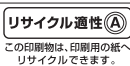
定期監査結果の結果について（報告）
平成23年11月1日付け23福監第107号で報告のありました定期監査の結果につきまして、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定によりお知らせいたします。
(別紙)

教育総務課・財務課

定期監査に係る措置状況について

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>〔指摘事項〕 雑入の調定に欠落しているものがある。</p> <p>〔事実〕 県教育委員会が発行する広報誌において、甲連合会と契約をして広告を掲載したが、契約代金20万円の収入調定を行っていないかった。</p> <p>〔是正・改善等の意見〕 歳入の調定に当たっては、チェック及び連絡の体制を強化した上で、収入原因を的確に把握し、関係規程に基づき適切に行うこと。</p>	<p>左記の指摘事項については、平成23年9月7日に収入調定を行い、同年10月7日に契約代金を収納しました。</p> <p>今後歳入の調定に当たっては、教育総務課と財務課における連絡体制や組織内でのチェック機能を十分働かせることにも、関係規程に基づき適切に行うよう、指導を徹底してまいります。</p>

(監査総務課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

福 島 県 報 第 一 印 刷 株 式 有 限 公 司
発行所 印刷所